準 備 預 り 金 規 定

（取引先からの入金）

第１条　日本銀行との間で準備預り金取引を行う先（以下「取引先」という。）のその準備預り金口座への入金は、当該口座のある日本銀行本支店（以下「勘定店」という。）において、現金、勘定店宛小切手のほか、その表示する金額による支払を勘定店において受けることができる証券または証書で日本銀行が認めるものにより行うものとする。

（取引先以外のものからの入金）

第２条　日本銀行は、取引先の準備預り金口座への入金を、当該取引先以外のものの依頼に基づき行うことができる。

２．前項の場合には、日本銀行は、その入金を依頼したものに対してのみ入金の義務を負う。

（引落資金とする時期）

第３条　前２条の場合には、日本銀行が入金にかかる資金の金額および決済を確認し、準備預り金にかかる元帳に入金記帳をした時に、これを引落資金とする。

（払　戻）

第４条　取引先は、準備預り金口座から払戻を受ける場合には、準備預り金払戻請求書（以下「払戻請求書」という。）を使用するものとする。

（振替依頼）

第５条　取引先は、勘定店に、振替（一定の金額を自己の準備預り金口座から引落し、これを勘定店にある当座勘定で日本銀行が特に認めたものに入金することをいう。以下同じ。）を依頼すること（以下「振替依頼」という。）ができる。

２．振替依頼は、準備預り金振替依頼書（以下「振替依頼書」という。）により行うものとする。

３．振替依頼は、取消すことができない。

（払戻請求書等の用紙）

第６条　払戻請求書および振替依頼書は、勘定店が交付する用紙を使用するものとする。ただし、日本銀行が特に認める場合は、この限りでない。

２．日本銀行は、取引先が前項の規定に違反した場合には、当該払戻請求書または当該振替依頼書による払戻または振替（以下「払戻等」という。）の義務を負わない。

３．日本銀行は、取引先から払戻請求書または振替依頼書（以下「払戻請求書等」という。）の用紙の請求があった場合には、必要と認める枚数を交付する。

（払戻請求書等の金額）

第７条　日本銀行は、払戻請求書等の金額欄に記載された金額により、その払戻等を行う。

２．日本銀行は、払戻請求書等に記載された金額が複数ある場合には、その払戻等の義務を負わない。

３．日本銀行は、払戻請求書等の金額欄に記載された金額が訂正されている場合には、その払戻等を拒絶する。

（払戻等の時期）

第８条　日本銀行は、払戻請求書等を受付けた場合には、遅滞なくその払戻等を行う。

（払戻等の範囲）

第９条　日本銀行は、準備預り金口座からの払戻等を行うべき金額が引落資金の額を超える場合には、その払戻等を拒絶する。

２．日本銀行は、準備預り金口座からの払戻その他のために引落を同時に数件行うべき場合において、その総額が引落資金の額を超えるときは、その払戻等のいずれについても義務を負わない。

（その他払戻等の義務を負わない場合）

第10条　日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、払戻請求書等による払戻等の義務を負わない。

（１）取引先が、払戻請求書等について第１８条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

（２）日本銀行が、払戻請求書等を持込んだ者の容態その他について懸念すべき特段の事情があると認めたとき。

（取引のための届出）

第11条　日本銀行との間で準備預り金取引に関する約定を結んだ者（以下「取引金融機関」という。）は、次の各号に掲げる事項を、勘定店に書面により届出るものとする。

（１）商号

（２）代表者の氏名

（３）取引先の名称および所在地

（４）代理人により準備預り金取引を行うときはその氏名

（５）準備預り金取引に使用する印鑑または署名鑑

（６）その他日本銀行が定める事項

２．取引金融機関は、前項各号に掲げる事項に変更があった場合には、勘定店に書面によりその旨届出るものとする。

３．前２項の規定により現に届出られている事項が事実と異なるために、日本銀行からの書類等が延着し、または到達しなかった場合には、当該書類等は通常到達すべき時に到達したものとみなす。

（事故の届出）

第12条　取引金融機関は、払戻請求書等および印章について紛失、盗難等の事故があった場合には、勘定店に書面によりその旨届出るものとする。

（照　会）

第13条　日本銀行は、日本銀行が適当と認める方法により、取引先からその準備預り金口座の入金もしくは引落の金額または残高について照会があった場合には、当該取引先に対し、当該照会にかかる事項について回答する。

（譲渡または質入れ）

第14条　準備預り金は、譲渡または質入れすることはできない。

（免　責）

第15条　日本銀行が相当の注意をもってその受付けた払戻請求書等もしくは書類の印影または署名を第１１条の規定により取引金融機関が届出た印鑑または署名鑑と相違ないものとして認めた場合には、その届出にかかる取引先が当該払戻請求書により払戻を請求し、もしくは当該振替依頼書により振替を依頼し、または当該書類により届出もしくは申出を行ったものとみなす。

２．前項の場合において、日本銀行は、当該払戻請求書等または当該書類について偽造、変造その他の事故があったために生じた損害については、責任を負わない。

３．日本銀行は、取引金融機関がこの規定または第１８条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したために生じた損害については、責任を負わない。

（利　息）

第16条　準備預り金には利息を付さない。ただし、日本銀行が特に必要と認める場合には、日本銀行が別に定めるところにより利息を付すことができる。

（手数料等の支払義務および引落）

第17条　取引金融機関は、準備預り金取引に関して日本銀行が別に定める手数料、料金および代金を、日本銀行に支払うものとする。

２．日本銀行は、取引金融機関が日本銀行に支払うべき手数料、料金および代金を、日本銀行が別に定めるところにより、その準備預り金口座から引落すことができる。

（所要事項の決定等）

第18条 日本銀行は、この規定に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（解　約）

第19条　取引金融機関または日本銀行は、１か月以上の予告期間をもって準備預り金取引についての約定を解約することができる。取引金融機関による当該解約のための意思表示は、書面により行うものとする。

２．日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに準備預り金取引についての約定を解約し、または振替依頼を制限することができる。

（１）取引金融機関が日本銀行に預け金を保有する法令上の義務を負わなくなったとき。

（２）取引金融機関がこの規定または第１８条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

（３）その他準備預り金取引を継続し難い重大な事由があると日本銀行が認めたとき。

３．取引金融機関は、準備預り金取引が終了した場合には、使用未済の第６条第１項に規定する用紙を直ちに返戻するものとする。

（規定の改正）

第20条　日本銀行は、この規定を改正することができる。

（附則）　この一部改正（注：第１６条ただし書きの追加）は、平成２０年１１月１６日から実施し、「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」（平成２０年１０月３１日付政委第１０１号別紙１．）の廃止とともに、その効力を失うものとする。